

役員報酬規定

社会福祉法人 笑顔の会

社会福祉法人笑顔の会 役員報酬規定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人笑顔の会（以下「本会」という。）の役員に対する報酬等について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 常勤の役員には、報酬、諸手当、賞与を支給する。常勤以外の役員には、理事会において特に必要と認めた場合に限り、報酬、諸手当、賞与を支給することができる。

2 報酬は、月額とし、役員の前職歴等により1人100万円の範囲内で理事長が定める。ただし、役員勤務実態及び当法人の経営状態を十分考慮するものとする。

3 通勤手当その他の諸手当は、職員の例による。

4 賞与は、報酬月額3ヶ月分の範囲内で、その都度理事会において決定する。ただし、当法人の経営状態を十分考慮するものとする。

(支給日)

第3条 前条第2項乃至第4項に規定する報酬、諸手当、賞与の支給日は、職員の例による。

(社会保険等の加入)

第4条 常勤の役員は、職員に準じ社会保険等に加入できるものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるものの他、報酬等に関し必要な事項は、理事会において定める。

附 則

この規程は、平成23年3月1日から施行する。